

社保通信をお届けします。P1.....検討委員会からのお知らせ、第24回医療経済実態調査へのご協力について

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

・歯リハ1の算定にあたっては「Dul」病名ではなく、「義歯不適合」病名でお願いします。

例) 「7~4 | 4~7 義歯不適合」 「7~7 義歯不適合 | 34 部 Dul」

「7~7 義歯不適合 - Dul」等は可

「7~7 Dul」は不可

⇒上記お知らせは先月の社保通信と同じ内容です。再度ご確認ください。

・同月同一部位に対するエナメル質初期う蝕管理加算(+260点)と充填、修形、う蝕処置、う蝕薬物塗布、シーラントの併算定は不可です(Hys 処置の算定は可)。

特段の理由(予期せぬダツリ・歯の破折等)がある場合は可能です。

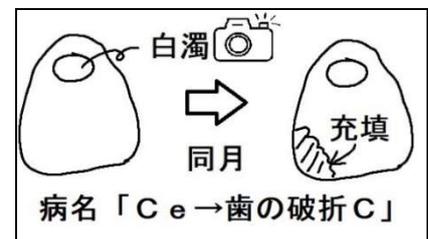
ただし翌月以降は、特段の理由がなくても同一部位に対して上記の処置はどれも算定可能です。

病名は「C」でお願いします。

・F局(エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合)(130点)も同様に、同月同一部位に対して上記の処置の併算定は不可です。ただし、翌月以降は、充填・修形ではなくKPでの算定が可となります。

⇒「Ce」病名でエナメル質初期う蝕管理加算やF局を算定した歯に対し同月に充填が必要になるケースも多いかと思えます。

そのような場合は「Ce→歯の破折 C」等の移行病名をご活用下さい。



・Pul 病名であっても、抗生剤の投与は算定可能です。

・「前装冠ハソナーダツリ-C」病名で破損部に対するKP(単:60点)、充填修理117点と脱離部に対する再装着料45点、装着材料の併算定は可能ですが、この場合、KPの算定に伴いう蝕処置18点の算定は不可となりますのでご注意ください。

・訪問歯科衛生指導料の算定は過去2か月以内に訪問診療を行っている必要があります。前回訪問診療より2か月経過すると訪問歯科衛生指導料の算定が不可となりますのでご注意ください。

～第24回医療経済実態調査へのご協力について～

日本歯科医師会より第24回医療経済実態調査への協力依頼がありました。この調査は、病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営の実態を明らかにし、次期診療報酬改定に関する基礎資料を整備することを目的として2年に1度行っております。今回の調査に当たっては、調査対象約10,000(箇所数)施設を無作為に抽出しております。対象となった方はご協力のほどよろしくお願いたします。